

北茨城市奨学資金 支給申請ガイド

令和8年4月

北茨城市教育委員会

令和7年度から奨学金の支給額が一部増額となっています

北茨城市では、地域社会に貢献できる有用な人材を育成することを目的に、「瓦葺利夫人材育成基金」を財源として、経済的理由により大学への進学が困難な方に対し、奨学資金の支給を行います。

申請資格

◇ 次のすべてに該当する方。

- (1) 学力又は文化・芸術・スポーツ等における成績、資質ともに優れ、学習意欲が高く、進学する目的が明確な方。
- (2) 申請後1年以内に高等学校等の卒業を予定している方。
- (3) 申請後1年以内に大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学）への進学を予定している方。（短期大学・専門学校・高等専門学校は該当しません。）
- (4) 本人の属する世帯が北茨城市内に3年以上住所を有する方。（住民登録上の住所）
- (5) 本人及び生計維持者（生計を一にする生計維持者の配偶者を含む）の属する世帯が生活保護、非課税世帯又はその他経済的理由により修学が困難な世帯である方。
- (6) 本人及び生計維持者の属する世帯に市税等の滞納がない方。
- (7) 同種の奨学金の給付（返還免除規定のある貸与を含む。）を受ける予定のない方。

支給額

◇ 入学決定後に入学支度金として10万円を支給します。その後に奨学金として、四半期（3ヶ月）ごとに、国公立大学へ進学された方へは15万円（年額60万円）、私立大学へ進学された方へは24万円（年額96万円）を支給します。

大学の区分	入学支度金（1回／人）	奨学金（年額）
国公立大学	100,000円	600,000円
私立大学	100,000円	960,000円

奨学金の支給期間

◇ 奨学金の支給期間は、大学に入学した月から当該大学の正規の修学期間を終了するまでとします。ただし、資格事項の変更等により奨学資金の支給を休止又は取り消す場合があります。（2年目以降は、毎年4月に在学状況等を報告する義務が生じます。また、報告内容確認後に奨学金を支給することになります。）

※ この奨学資金支給制度は、給付型のため返還を要するものではありませんが、次の**支給の取消し事項**に該当した場合には、奨学資金の一部又は全部を返還する義務が生じる場合があります。

支給の休止事項

- (1) 大学を休学したとき
- (2) 申請資格の(5)、(6)に該当しなくなったとき など

支給の取消し事項

- (1) 学習成績が著しく不良と認められるとき
- (2) 学生たるにふさわしくない行為があったとき(停学・退学等の処分)
- (3) 初回申請時に本人の属していた世帯が北茨城市から転出したとき
- (4) 申請資格の(7)に関し、給付を受けることになったとき など

申請に必要な書類等

◇ 申請様式等は、市ホームページからダウンロードしていただくか、若しくは教育委員会教育総務課(市役所4階)までお越しください。(原則、郵送はしません。)

- (1) 奨学資金支給申請書(様式第1号)
- (2) 奨学資金支給申請理由書(様式第2号)
- (3) 奨学資金支給推薦調書(様式第3号)

※ 奨学資金支給推薦調書は、在学学校の担任の先生へ記入をお願いしてください。また、学校から封緘済の推薦調書が返却されますので、開封せずに教育委員会へ提出してください。(開封されたものは無効となります。)

- (4) 住民票謄本
- (5) 生活保護受給証明書又は課税(非課税)証明書
- (6) 未納がないことの証明書
- (7) その他教育委員会が求める書類

申請方法

◇ 「奨学資金支給申請書(様式第1号)」に必要な書類を添え、次の方法により申請をしてください。

- (1) 教育委員会が指定した申請期限までに、本人又は保護者が申請書に必要な書類を添えて教育委員会教育総務課(市役所4階)へ提出してください。(原則、郵送による提出は認めません。)
- (2) 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
(土曜・日曜・祝日は、受け付けておりません。)

審査選考

- ◇ 教育委員会において申請者が次に挙げる資格要件の（１）及び（３）又は（２）及び（３）を満たしているかを確認し、その後、奨学生審査委員会において学習成績・資質等を審査選考のうえ、面接を行い、奨学資金支給者の認定を行います。

【学力・成果・資質の審査】

（１）学習成績について

学校からの「奨学資金支給推薦調書（様式第３号）」により成績評価を確認し、大学等の課程を履修する能力を有しているか。また、「奨学資金支給申請理由書（様式第２号）」により大学への進学目的が明確であるか審査します。

（２）文化・芸術・スポーツ等における成果・成績等について

学校からの「奨学資金支給推薦調書（様式第３号）」によりそれぞれの活動分野において収めた成果・成績について審査します。また、「奨学資金支給申請理由書（様式第２号）」により大学への進学目的が明確であるか審査します。

（３）生活態度について

学校からの「奨学資金支給推薦調書（様式第３号）」により、欠席、遅刻、早退の状況など、学校における総合評価を確認し、北茨城市の奨学生たる資質能力について審査します。

奨学資金支給認定人数

- ◇ ４名 ※定員に満たない場合は、９月頃（予定）に再募集いたします。

審査結果の通知

- ◇ 奨学生審査委員会における選考結果は、「奨学資金支給認定（不認定）通知書（様式第４号）」により、速やかに申請者に通知します。

《 奨学資金支給認定後の手続き 》

大学への入学が決定した場合

- ◇ 教育委員会から奨学資金支給の認定（「奨学資金支給認定通知書（様式第４号）」による通知）後、大学への入学が決定した場合、次の手続きが必要となります。

- ① 「大学入学等届出書（様式第4号の2）」を提出
- ② 奨学生名義の奨学資金振込口座を開設

※ 既に奨学生名義の口座を有する場合は、新たに開設する必要はありません。

- ③ 奨学生名義の通帳の写しを提出（表紙…金融機関・支店名、口座名義人・番号の確認）
- ④ 入学支度金の請求書を提出
- ⑤ 奨学金の請求書を提出
- ⑥ 入学支度金の振込みは、大学への進学確認後となります
- ⑦ 奨学金の振込みは、次の表のとおりとなります

《奨学金の支給時期等》

支給区分	支給対象月	支給時期
令和〇〇年度 第1四半期分奨学金	4・5・6月分の奨学金	4月
令和〇〇年度 第2四半期分奨学金	7・8・9月分の奨学金	7月
令和〇〇年度 第3四半期分奨学金	10・11・12月分の奨学金	10月
令和〇〇年度 第4四半期分奨学金	翌年の1・2・3月分の奨学金	翌年の1月

※ 必要書類が確認できないと未支給となるので、書類等は速やかに提出すること。

※ 2年目以降は報告内容確認後の支給になります。

奨学生の届出義務

◇ 北茨城市奨学資金支給要綱第13条の規定に基づき、次の資格事項等に変更が生じた場合は、奨学生資格事項等変更届（様式第7号）により、速やかに教育委員会へ届出する必要があります。

- (1) 奨学資金の支給を辞退するとき
- (2) 大学を休学・復学・転学・退学するとき

※ 奨学生が休学、復学、転学する場合は、それらを証する書類が必要となります。

- (3) 奨学生又は世帯主の住所・連絡先等の奨学資金支給申請内容に変更が生じたとき
- (4) 給付型又は返還免除規定のある貸与型の奨学資金を受けようとするとき

奨学生の報告義務

◇ 奨学金の支給を受けるためには、翌年の4月末日までに下記の書類を教育委員会へ提出することにより在学状況を報告する必要があります。

- (1) 大学の在学証明書
- (2) 前年度の成績証明書
- (3) 住民票謄本

- (4) 生活保護受給証明書又は課税(非課税)証明書
- (5) 未納がないことの証明書
- (6) その他教育委員会が求める書類

大学への入学が未定となった場合

◇ 教育委員会から奨学資金支給の認定(「奨学資金支給認定通知書(様式第4号)」による通知)後、大学への進学が未定となった場合、次の手続きが必要となります。

- ① 教育委員会へ奨学生資格事項等変更届(様式第7号)により、奨学資金の支給を辞退する必要があります。
- ② 教育委員会から「奨学資金支給取消通知書(様式第9号)」により、奨学資金支給の取消しが通知されます。

※ この申請に係る提出された申請書類等は、一切返却しませんので予めご了承ください。

《お問合せ先》

北茨城市教育委員会
教育総務課 総務学務係(市役所4階)
TEL:0293-43-1111(内線451・452)

【申請等様式記載例】

※ 鉛筆・消せるボールペンでの記入は不可とします。

(様式第1号) 奨学資金支給申請書

※ (記載例)

修学年数が4年、非課税世帯の場合

様式第1号 (第10条関係)

奨学資金支給申請書

令和** 年** 月** 日

(宛先) 北茨城市教育委員会

申請者 住所 北茨城市〇〇町〇〇**番

氏名 茨城 一郎

奨学資金の支給を受けたいので、次のとおり北茨城市奨学資金支給要綱第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

奨学資金 申請額	大学の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 国立大学 <input type="checkbox"/> 私立大学				
	入学支度金	100,000円				
	奨学金の月額	50,000円				
申請者	ふりがな	いばらき いちろう	申請者の写真			
	氏名	茨城 一郎				
	住所	北茨城市〇〇町〇〇**番地				
	連絡先	0*0-****-****				
	生年月日	平成**年**月**日				
	在学名	〇〇高等学校		他の奨学資金の申請	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
生計 維持者	ふりがな	いばらき たろう	申請者の写真			
	氏名	茨城 太郎				
	住所	北茨城市〇〇町〇〇**番地				
	連絡先	0*0-****-**** 0293-**-****				
	生年月日	昭和**年**月**日				
	勤務先等	(株) 〇〇工業		世帯の状況	生活保護・非課税・その他	
世帯員	氏名	年齢	申請者との 続柄	生年月日	勤務先等	
	1	茨城 さくら	**	母	昭和**年**月**日	(有) 〇〇商事
	2	茨城 二郎	**	弟	平成**年**月**日	〇〇高等学校
	3	茨城 すみれ	**	妹	平成**年**月**日	〇〇中学校
	4				年 月 日	
5				年 月 日		

【国立と私立の別】
志望する大学の区分をチェックし、区分に応じた奨学金の月額を記載して下さい。
国立：50,000円
私立：80,000円

【世帯の状況】
その他の世帯の場合は「奨学資金支給申請に係る理由書」の提出が必要になります。

【世帯員】
記載欄に不足が生じた場合には、別紙に記載してください。

奨学資金報告書類確認承諾欄

奨学資金の支給期間中に行う報告に際して添えなければならない書類のうち、私の世帯の課税台帳又は生活保護世帯台帳、住民基本台帳、その他必要とする書類を北茨城市教育委員会が閲覧等により確認することを承諾します。

年 月 日

申請者 (自署)

生計維持者の属する世帯の世帯主 (自署)

茨城 一郎 印

茨城 太郎 印

(様式第4号の2) 大学入学等届出書

様式第4号の2 (第10条関係)

大学入学等届出書

年 月 日

(宛先) 北茨城市教育委員会

認定者 氏名 茨 城 一 郎
住所 北茨城市〇〇町〇〇* *番

入学する大学等について決定しましたので、下記の通り届け出ます。

入学する大学	大学名	〇〇大学
	学部名	〇〇学部
	修学年限	4 年制
添付資料	・合格通知書又はそれに類する書類の写し ・入学金を納入したことが判る書類の写し	

【大学入学等届出書】

大学への入学が決定し、入学金等の納入が済みましたら、必要事項を記入し、必要な資料を添付したうえで、に教育委員会へ提出してください。

(様式第5号) 奨学資金区分変更承認申請書

転学等により奨学資金の区分が変更となった場合、本書類により申請して下さい。

様式第5号 (第12条の2関係)

奨学資金区分変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 北茨城市教育委員会

奨学生住所 北茨城市〇〇町〇〇**番

氏名 茨城一郎

奨学資金の大学の区分の変更に係る承認を受けたいので、次のとおり北茨城市奨学資金支給要綱第12条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

認定番号	(教育委員会が奨学生認定の際に付番します。)		
奨学生	住所	北茨城市〇〇町〇〇**番	
	氏名	茨城一郎	
奨学資金の額	区分	新	<input type="checkbox"/> 国公立大学 <input checked="" type="checkbox"/> 私立大学
		旧	<input checked="" type="checkbox"/> 国公立大学 <input type="checkbox"/> 私立大学
	奨学金の月額	新	80,000 円
		旧	50,000 円
変更の理由	〇〇大学へ転学することとなったため。		

(添付資料)

- 1 大学区分に変更があったことを証する書類の写し

(様式第7号) 奨学生資格事項等変更届

※ (記載例)

本人が属する世帯が非課税ではなくなった場合

様式第7号 (第13条関係)

奨学生資格事項等変更届

令和**年**月**日

(宛先) 北茨城市教育委員会

奨学生 住所 北茨城市〇〇町〇〇**番地

氏名 茨城一郎

次の事項に変更等がありましたので、北茨城市奨学資金支給要綱第13条の規定により届け出ます。

認定番号	(教育委員会が奨学生認定の際に付番します。)	
奨学生	住所	北茨城市〇〇町〇〇**番地
	氏名	茨城一郎
変更等事項	新	課税該当世帯
	旧	非課税世帯
変更等年月日	令和**年**月**日	
変更等の事由 (具体的に)	昨年度の世帯収入の増に伴い、非課税措置の適用が解除されたため。	

【変更等年月日】

奨学資金支給の休止又は取消しに関わりますので、正確に記入してください。

【注意事項】

転学等を含め、当初の申請書の内容に変更が生じた場合は、必ず変更届出を提出してください。特に、奨学金の休止又は取消措置に関連する事項の変更については、遅延することにより返還の義務が発生する場合がありますので速やかに提出してください。

※ 変更があった場合には、
事前に教育委員会へご連絡ください。